

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県横浜市中区万代町二丁目3番地1

氏 名 株式会社昌和プラント
代表取締役 廣木直江

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀雅雄



許可の年月日
許可の有効年月日

令和8年8月17日
令和15年7月13日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

①燃え殻（特定有害産業廃棄物）②汚泥（特定有害産業廃棄物）③廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）④廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）⑤ばいじん（特定有害産業廃棄物）

以上5種類

※特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目は裏面記載のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況
別紙記載のとおり

5 積替え許可の有無 有・☒ 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 ☒ 有・無

特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

有害物質名 \ 廃棄物名	鉛 さい	ばい じん	燃え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ
水銀又はその化合物	—	○			○	—	—
カドミウム又はその化合物	—	○	—		—	—	—
鉛又はその化合物	—	○	—		—	—	—
有機燐化合物					—	—	—
六価クロム化合物	—	—	—		—	—	—
砒素又はその化合物	—	—	—		—	—	—
シアン化合物					—	—	—
P C B					—	—	—
トリクロロエチレン				—	○	—	—
テトラクロロエチレン				—	○	—	—
ジクロロメタン				—	—	—	—
四塩化炭素				—	—	—	—
1, 2-ジクロロエタン				—	—	—	—
1, 1-ジクロロエチレン				—	—	—	—
シス-1, 2-ジクロロエチレン				—	—	—	—
1, 1, 1-トリクロロエタン				—	—	—	—
1, 1, 2-トリクロロエタン				—	—	—	—
1, 3-ジクロロプロパン				—	—	—	—
チウラム					—	—	—
シマジン					—	—	—
チオベンカルブ					—	—	—
ベンゼン				—	—	—	—
セレン又はその化合物	—	—	—		—	—	—
1, 4-ジオキサン		—		—	—	—	—
ダイオキシン類		○	○		○	—	—

